

建設経済委員会記録

| | |
|------------|---|
| 日 時 | 令和3年12月14日(火) 午後 1時00分 ~ 午後 1時51分 午後 2時01分 ~ 午後 2時42分 午後 2時50分 ~ 午後 3時20分 午後 3時25分 ~ 午後 3時40分 |
| 場 所 | 第5・第6委員会室 |
| 出席委員 | ◎中島 俊 ○岡田 智佳 坂巻 重男 円谷 憲人 林 伸司 平野 光一 松本 寛道 山田 一一 |
| 委員外出席者 | (傍聴) なし |
| 欠席議員 | なし |
| 説明のため出席した者 | 副市長(鬼沢徹雄) 経済産業部長(國井 潔) 理事兼商工振興課長(北村崇史) 都市部長(染谷康則) 都市部理事(酒井 勉) 都市部理事(市原広巳) 建築指導課長(平久和則) 公園緑地課長(佐藤 誉) 公園緑地課主幹(小池健二) 市街地整備課長(佐藤賢治) 北柏駅周辺整備課長(大部浩史) 土木部長(星 雅之) 土木部理事(内田勝範) 道路保全課長(金井忠義) 交通政策課長(坂齊 豊) 下水道経営課長(伊藤正則) 水道部次長兼総務課長(荒巻幸男) 文化課長(田口 大) その他関係職員 |

午後 1時開会

○委員長 それでは、ただいまから建設経済委員会を開会いたします。

○委員長 初めに、傍聴についてですけれども、申出の人数が10人を超えた場合は、当委員会室に傍聴者全員が入ることができませんので、当委員会室で傍聴できる方を傍聴受付の先着順としたいと思いますが、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長 じゃ、そのようにさせていただきます。傍聴を許可することとして、当委員会室で傍聴する方は傍聴受付の先着順とすることといたします。委員会室に入室できなかった方については、控室で音声を聞くことができますので、よろしくお願いいたします。

本日は、お手元に配付した審査区分表に従って審査を進めてまいります。

質疑の方法は一問一答方式を基本として、採決は各区分の質疑が終了した後に、議案は1件ずつ、請願は主旨ごとに行ってまいります。

答弁に当たりましては、委員長と発言をして挙手をお願いします。発言の許可を得た上で所属名と名前を述べていただきまして、答弁は簡潔によりしくお願いいたします。

あと、執行部の皆さんには反問権がありますので、どうぞ御遠慮なくお使いください。質問の流れと関係ない反問は認められませんので、よろしくお願いいたします。

なお、携帯電話をお持ちの方は、電源をマナーモード、もしくは切る設定をお願いします。

あと、資料を閲覧するための議長から貸与されましたタブレット端末の使用は認められております。ただし、音が出ないよう御注意をお願いいたします。

本日は、インターネットによる委員会中継の導入に向けました検証としての委員会室前方のカメラを使用して、これですね、カメラを使用しまして映像の配信を行っておりますので、ただ今回につきましては、議員以外の方の視聴ができないような設定になっておりますので、御了承をお願いします。

最後に、本日は、前の窓と委員会室の後ろのドア、常に開放しておくようにいたします。また、定期的に休憩を入れて換気も行いますので、御協力をよろしくお願いいたします。

○委員長 まず、それでは議案審査に入りますが、議案第1区分から、議案第11号、令和3年度の柏市一般会計補正予算、当委員会所管分につきまして、議案第12号、令和3年度柏市柏都市計画事業北柏駅北口土地区画整理事業特別会計補正予算について、議案第13号、令和3年度柏市下水道事業会計補正予算についての3議案を一括して議題といたします。

本3議案につきまして質疑があれば、これを許します。

○松本 議案第11号の中で、通学路の交通安全施設整備1,760万円の事業内容についてお示してください。

○道路保全課長 まず、通学路の点検ということで、今年起きました八街の事故を受けまして、教育委員会、柏警察署及び道路管理者である保全課と現地のほう、立会いを実施いたしました。その箇所につきましては、教育委員会のほうで小学校の学校のほうにアンケートを取りまして、そちらのほうで手を挙げられた、挙げられた箇所101か所について点検を実施をいたしました。そのうち、101件の内訳ですけれども、警察関係、県道関係、あと教育委員会で実施するもの、学校及び保護者で実施するものがございまして、柏市道路管理者で行うべきものというものが101件中46件ございました。そのうち32件について、今回補正予算で計上させていただいてございます。残りの14か所につきましては、側溝の蓋、路面補修、カーブミラー、立て看板等の設置及び補修関係で、通常の業務で対応できるものという判断をいたしまして、今回の補正では計上してございません。

32件の内訳ですけれども、まず路面標示27件、交通安全施設でありますガードパイプ1件、車止め及び路面標示が2件、赤で塗る歩道のカラー舗装1件、カラー舗装と路面標示合わせたものが1件、計32件で合計金額1,760万円となります。以上でございます。

○松本 道路の標示について直すというのは、少ない予算の中でとても効果のあることだと認識しております。ただ、一方やはり根本的な解決にはなっていないと思います。やはり根本的解決のためには、歩道の拡幅、または設置、そしてガードレールの設置といったことが望まれるわけですが、それについてはどのように取り組まれるのでしょうか。

○道路保全課長 やはり今回の点検におきましても、歩道の拡幅とか、そういう意見は出てございました。しかし、歩道を拡幅する、用地買収、道路広げるために用地買収というのは、時間、当然相手もいることですので、まず取り急ぎ市ですぐできることを今回ひとつ先にやらせていただいております。拡幅等につきましては、また教育委員会、また今度道路関係とまたちょっと調整をしまして、今後の検討とさせていただきたいと考えております。以上でございます。

○松本 取りあえずできる対応としてきちんとやっていただくことは了解いたしました。そして、確認ですが、今回これで終わりではなくて、やはり将来的な根本的な改善というのを今後進めていくということですのでよろしいでしょうか。

○道路保全課長 委員おっしゃられたとおりに、今回だけではなく、また教育委員会、警察、その他関係者と調整を進めながら、児童の安全を図っていきたいというふうに考えてございます。以上でございます。

○平野 今の通学路の交通安全施設整備ですけれども、この資料いただいて、その32か所の内容を見たときに、今松本委員も言いましたけれども、路面標示が多いですね。学童注意だとかの路面標示が多いんですが、あるいはグリーンの線の引き直しだと

か、消えかかっているところを、横断歩道塗り直しだとか、これを見たときに、これまでこうやって、通学路なのにそういう状況がこんだけ放置されていたんだということを改めて感じたんですね。ですから、今回こうやって点検をして上がってきたところじゃなくても、通学路については常日頃から、路面標示にしても、注意標示にしてもやられていなきやいけないと思うんですが、今回こういう計画というか、32か所の改善の方向を示していますけれど、これまでの対応の不足というのはどんなふうに感じていますか。

○道路保全課長 今までも私ども、また教育委員会のほうと調整を取りまして、教育委員会と共同してグリーンラインを引いたり、線が消えかかっているところというものを塗り直したり、あと住民からの要望、また学校からの要望等も含めまして、学童注意とか、そういう路面標示はちょっとやらせてきてはいただきました。今回総点検という形で、新たにそういう学校の先生、教育委員会、PTAの方々も注意深く見た関係で、このような形で上がってきたと思っております。今後といたしましては、やはり教育委員会のほうとまた協力体制を取りまして、そういうところの消えかかっている箇所とか、そういうものも事前に情報共有をして、私どものほうでできることはやっていきたいというふうに考えてございます。以上でございます。

○平野 私の記憶では、当初予算でこの安全対策について600万ですか、600万計上されていたんじゃないかなと思うんですが、それとは別に1,760万ということですかね。合わせて2,360万になりますか。

○道路保全課長 その600万円というのは教育委員会での予算でございまして、私どもそういう通学路の路面標示、あと一般の路面標示も含めまして、年間約3,500万ほどの当初予算を計上してございます。今回やはりこういう総合点検ということで、大きなそういう事故も受けまして、そういう箇所数が非常に多くなったということで今回補正予算で対応させてもらって、計上させていただいたという経緯になります。以上でございます。

○平野 そうすると、教育委員会の通学路の安全対策の600万というのは、ここに上げているものとは別に実施するということですかね。

○道路保全課長 基本的に側線のグリーンライン、あれは今教育委員会で引いてもらってございます。その脇の側線、白い線は道路保全課のほうで対応してございます。教育委員会では、そのような費用のほうを当初予算で計上しているというように聞いてございます。以上でございます。

○平野 それぞれの箇所の改善方針として、グリーン線設置というののもかなりの数、この中にあるんですね。これは教育委員会がやるということですか。

○道路保全課長 単独で引く場合においては、基本的には教育委員会で引いていただいております。以上でございます。

○平野 やはり松本委員言ったように根本的な対策というか、歩道の設置、あるいはガードレール、ガードパイプの設置などが必要だと思うんですね。そうはいつでもそれができないところがあるんでしょうけれども、そうした場合にはまた別の

方法、通学路のルートを変えていただくとか、より安全な方法を選ばないといけないと思うんですね。ですから、こういう子供たちの事故が起こると、当然のこととして国も一斉点検だとか必ずかけ声かけられるんだけど、その一時的な対応に終わって、何年かするとまた忘れて、また大きな事故が起こったら、またやるというふうな、そういう繰り返しのようには思いますので、根本的な安全対策というのをしっかり方針として持つ必要があると思いますね、その辺いかがですかね。

○道路保全課長 平野委員がおっしゃられたように、一番安全なのはやっぱり歩道等しっかり造ったりとか、そういう安全対策というのは当然必要だとはいうふうに考えてございます。しかしながら、それを造ることによって、車の交通の阻害になったりとか、かえって余計危険になるということもございますので、そういう点を見極めながら、今後教育委員会、また関係部署のほうと調整をしていければというふうに考えてございます。以上でございます。

○平野 それじゃ、これは補正予算の概要の4ページ、公共交通事業者感染症対策補助金、これ交通政策課がこういう予算を計上しているんですが、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策としてということで、路線バスの事業者やタクシー事業者、個人も含めて、個人タクシーも含めて支援をするということで、それはそれで大いに結構だなというふうに思いますが、これは交通政策課としてやることなのか、それとも経済産業部として市内事業者への支援としてやるべきなのかということがちよっと、交通政策課なのかなというふうに、どうなんだろうと思うところはあるんですが、例えばこれまた請願も同じような請願が出ていますので、内容のね、事業者支援の請願が出ていますので、そこでも取り上げたいと思いますけども、今日付の新聞に甲府市の例が載っているんですね。これは市民に対する市独自のPCR検査の実施などととともに、コロナの影響を受けた路線バス、タクシー、運転代行などの交通事業者に来年3月まで4か月分の燃料代を支給する事業も実施される。ちよっとすごいなというふうに思いますけれども、そういう公共交通事業者の支援といった場合に、もっと求められていることがあるのかなというふうにも思った記事なんですけど、今後さらに市内の、今回経済産業部からはそういうの出ていませんよね。出ていないですよ。

○理事兼商工振興課長 今回の補正予算には特に感染対策防止ということで特段のものはございませんが、12月から実施しております飲食店のキャッシュレスポイント還元事業の中におきまして、飲食店に対して、全参加店に対して、二酸化炭素濃度測定器の配布及び黙食、マスク会食を勧めるための従業員が着用するバッジ、こういったものを配布しております。以上でございます。

○平野 ぜひ今回のこの公共交通事業者支援というのも大切なことなんですけれども、そういう経営面での支援、特に今ガソリン価格が、燃料代が上がっているということで、バスやタクシーの利用者もこのコロナの中で減っているでしょうし、そういう点では今回のこの感染症対策の支援だけじゃなくて、そういう支援も必要だったんじゃないだろうかというふうに思いますので、御検討ください。

それと、この概要の6ページの柏インター西土地区画整理事業に係る債務負担の設定なんですけど、今回柏市柏インター西土地区画整理事業の事業計画が変更されて、令和5年までの計画が令和7年まで延長されたんですかね。今の現状、この区画整理事業の状況をお示しいただけますでしょうか。

○市街地整備課長 組合施行で進められています柏インター西土地区画整理事業の現在の状況ですが、進捗率で申しますと、事業費が102億ほどに対して、総事業費に対します進捗率として35.5%……（「すみません。声をもう少し張り上げて」と呼ぶ者あり）失礼しました。事業費ベースでの進捗率は35.5%になります。主に雨水調整池の整備、それと造成工事、それと地下文化財埋蔵の調査、この辺が主な事業費になっております。それと、今現在、道路の築造も進められているという状況で、コロナの影響はかなり受けまして、先ほど委員が御指摘のとおり、令和5年から令和7年度まで事業期間を延伸した形になりますが、工事のほうは順調に進んでおります。

○平野 今御説明あったように総事業費が101億5,000万、102億円ぐらいですけれども、そのうちの保留地処分金が92億円を予定しているんですね、この資金計画では。今柏市の債務負担は公管金の部分だと、公共施設管理者負担金の部分だということなんですけれども、その事業全体考えたときにこの92億円、102億のうちの92億円は保留地処分金だということなんですけど、その見通しというか、今景気が悪くなっていますけれども、令和7年になるとどういう状況かというの、ちょっと相当難しいですけれども、現在のところ、この保留地処分が順調にいくというふうな見通しはどう考えていますか。

○市街地整備課長 先ほど、すみません。まず、102億と申ししたのは、事業計画変更した後の事業費で、委員御指摘の101億5,000万というのは当初の事業費で、増額して変更しているということになります。それで、保留地の処分についての御質問ですが、この事業は業務代行方式という形で、最初から保留地を購入する事業者が選定されて協力体制にあります。もう既に入金が終わりました、その大半が事業の運営に充てられているということで、区画整理事業といえば保留地が売れるということが、すごく事業にとっては担保された形になりますので、この先の経済状況という御心配ありますが、そこら辺については問題意識は今のところございません。以上です。

○平野 今言われた内容、もう既にこの保留地処分金は入金済みだということですが、その代行者が直接その土地を利用するのか、それともそれから先また売らなきゃいけないのか、どちらなんですか。

○市街地整備課長 土地を購入する事業者と、またその後今大型物流施設が、建設が候補地としてあるんですけど、その建設する事業者とは別になります。ただ、当然その話合いも済んでおりますので問題ないと思います。以上です。

○平野 北柏駅北口土地区画整理事業のことで、本会議の質問でも商業施設、商業施設の誘致といったらいのかな、進出の計画について質問されていましたが、状

況はどういう状況でしょうか。

○北柏駅周辺整備課長 現在の今お話にありました駅前の一体活用の状況について御説明します。10月1日に柏市のホームページで公募をさせていただいておりました、現在提案者からの提案というか立候補があって、それをうちのほうとしては、今資格があるということを通知している状態でございます。これからの予定としましては、実際は提案書の受付が来年2月2日から4日の間ということになっておりまして、それを受けて地権者を含めたプレゼンテーションを実施していく中で審査を行った上で、その中から優先権利者を選定していくということになっておりまして、優先交渉者を決定するのが来年の2月の21日の予定でございます。実際その協定を結ぶというのが3月の7日を予定しておりまして、今年度内に事業者を決定する見込みで今計画を進めております。以上です。

○平野 今のところ何者が手を挙げているんですか。

○北柏駅周辺整備課長 今のところ、公平性とか業者数というところの、事業者数というところは、明言をちょっと避けさせていただきたいところがございます、何者か提案をいただいているところであるということだけ、ここで申し上げたいと思います。以上です。

○平野 分かりました。以上です。

○林 それでは、補正予算につきましてお尋ねしたいと思います。最初に、概要の4ページの公共交通事業者感染症対策補助金につきまして、先ほども少し出しましたけれども、これにつきましてお聞かせください。まず、感染防止対策、こちらの具体的な中身について、具体的な支援についてお聞かせください。

○交通政策課長 こちらの事業ですね、市民が安心して利用できる移動手段の確保を目的としておりまして、交通事業者が実施いたします車両であるとか営業所の消毒、あとは運転手の仕切りカーテン隔壁といった、そういった設置費用の一部を支援させていただくものでございます。事業者といたしましては、路線バス事業者が4事業者、タクシー事業者が、法人11事業者と個人は26事業者が対象でございます。路線バスにおきましては4社合わせまして461万円、タクシー事業者に合わせましては合計1,268万円で、合算いたしまして全体事業費が1,729万円となっております。以上でございます。

○林 今のお話ですと、個人タクシーも含まれているというお話でございました。そうしますと、例えばタクシー事業者と個人タクシー、これでまずタクシー事業者につきましては、ほぼ網羅されているというふうにお考えなのでしょうか。

○交通政策課長 こちらタクシー事業者につきましては、柏地区タクシー運営委員会のほうで市内のタクシー事業者のほう把握してございますので、そちらを通じて名簿のほう入手しておりますので、そちらのほうに、事業者のほうに支援をしていくということを考えております。以上でございます。

○林 そうしますと、網羅されているというふうにご認識をいたしました。路線バス事業者は4事業者というお話でございまして、これも例えば市内では高速バス等の

乗り入れが入っております、そちらも市内からの乗り入れがあるということは、市民が利用していかれるんだらうなというふうに考えていくわけなんですけど、そういった高速バスというのはどうなっておられるんでしょうか。

○交通政策課長 市内を走っている路線バスについては、バス事業者のほうから台数のほう把握しまして、その台数1台当たり2万円という金額で積み上げてございますので、これから交通事業者のほうに改めて、その支援金の交付申請上げていただくときに必要かどうかというところを見極めて、支援していきたいなというふうに考えております。以上でございます。

○林 公共交通事業者に対する感染防止対策という、そういう名称でございますので、こちらの事業名が、ぜひしっかり漏れることのない支援先を把握していただいで的確に支援をしていただきたいというふうに、まずは思います。

それと、今回負担金、あるいは補助金という形かというふうに認識しているんですけども、相手、事業者の精算に対してはどのようにチェックをしていかれるんですか。

○交通政策課長 今回支援金という形を取ってございますが、流れといたしましては、まず市のほうに交通事業者のほうから支援金の交付申請を上げていただきます。それに対して、概算払いという形で市のほうから事業者のほうに支援金のほうを振り込む形になっておりますが、年度末に何に使ったかというところの実施報告書上げていただきます。それに基づいてどのようなことを対策を取ったかということ市でチェックして、最終的に支援金の確定通知書を発行するというような、そんな流れとなります。以上でございます。

○林 報告書はもちろん必要だというふうに思うわけでございますけども、報告というのは文書の内容というよりは、実際領収書なり、あるいは使ったものに対するしっかりした証明というのをしっかり確認をしていただきたいというふうに思っております。そこは今後かと思っておりますので、そういった体制をぜひつくっていただきたい、また取っていただきたいというふうに思っております。

それと、続きまして、交通安全施設の整備、次のページですかね、について、先ほど少しございましたが、私からもお尋ねしたいと思っております。次のページ、6ページですね。今回小学校の、教育委員会からとの様々な要請を受けながら、101か所の中の通常業務除いた32か所という、そういう御説明を先ほど受けました。まず、残るところは県及び国の担当するものだというふうに思うんですけども、市もそういったところにしっかり関わっていかれるというふうに感じているんですけど、残りの部分、結局70か所近いところがどういうふうになっていくのかという、こちらにつきましてはどのようにしていかれるんでしょうか。

○道路保全課長 まず、柏市で、先ほど委員がおっしゃられましたように対応できるものが46件ございました。やはり101か所のうち重複するものもちょっとございますので、件数はちょっと増えたりとかするんですけども、まず警察関係で20件ございました。内容といたしましては、信号機とか横断歩道の設置、あとは横断歩

道停止線の引き直しという項目がございます。そういう要望でございました。県道関係におきましては4件でございますけれども、側線とかグリーン線の設置及び引き直し、あとガードレール等の安全対策が4件ございました。

次に、教育委員会関係ですと43件ございまして、登校時の旗振り、見守りの強化、安全指導の強化、あとグリーン線の設置、注意喚起の横断幕の設置等、あと学校、保護者関係ですと31件ございまして、登校時の旗振り、見守り強化、安全指導の強化、その他3件、ちょっと民有地関係になりますので、その他3件でございました。私どもとしましても、警察等、県とか道路の関係でございますので一応申し送り、また警察もその立会いのときに、安全点検来てございますので、警察のほうにはその旨は多分承知していると思います。県とかでもそういうものがあつたということは申し送りのほうで言わせていただきまして、教育委員会と連携取りまして、県道の管理者のほうに伝えていくというような形を取らせていただいております。以上でございます。

○林 今回の予算は非常に緊急性があり、大変必要なものだというふうに思っておりますので、ぜひこういったものが認められた場合には速やかな実施というか、速やかな改良をお願いしたいというふうに思っております。ちなみに、こちらのページのそのすぐ下のページ、下のものなのですが、道路改良工事、これは債務負担行為なんでございますけれども、こちらの内容が工事の発注の平準化というふうになっているんですが、こちらはどのような内容なんでしょうか。

○道路保全課長 やはり工事、役所の場合は4月で年度変わりますので、4月に発注しますとどうしてもタイムラグが生じて、4月、5月というのが仕事が非常に少ないような時期になります。そういう意味でも年間を通して平均的に業者、仕事が行き渡るような形で、今回8,100万円、4本の工事を平準化の意味も含めて年度末までに発注をしまして、4月早々から工事入れるような形で、すぐ契約できるような形で取らせていただきたいということで計上させていただいております。以上でございます。

○林 これ以前からよく見受けられる点でございまして、年度末に工事が集中して、柏市も以前そういったことを特集を組んで、広報かしわ等にも出された経緯があつたというふうに記憶しているんですが、年度末の工事の集中ということは、これによって回避していかれるということでしょうか。

○道路保全課長 やはりどうしても発注時期が遅れば遅れるほど、やはり長い工期の取る工事になりますと年度末の工期が多くなるということで、どうしても年度末に工事が集中してしまうということではございます。早期発注努めることによりまして、半年かかる工事でも4月に発注すれば10月に終わるとということで、そういう意味では、ある程度前倒して工事をすることによって年度末へ集中を避ける、年間、平均というのはなんですけれども、閑散期にも工事ができるというような形で、平準化を含めた形で考えてございます。以上でございます。

○林 分かりました。とはいえ場所によりましては、やはり緊急もあろうかと思

ますので、これはこれとして平準化を進めていただきたいんですが、そういったものは果敢にぜひやっていただきたいというふうに要望いたしまして、私からの質問を終わります。

○**円谷** 公共交通事業感染症対策補助金についてお伺いします。制度については十分ここまでの御説明と、あと昨年の説明で理解しているところなんですけれども、実際に補助金が支給されるまでどれくらいかかりますでしょうか。

○**交通政策課長** 支給までの期間ということですが、本議会で御承認いただきましたら、すぐさま事務手続に入っていきたいというふうに考えてございます。早ければ年内にこの交付申請のほう、事業者様のほうから上げていただくような形を予定してございます。以上でございます。

○**円谷** 去年たしか実際支給まで、3月ぐらいになっちゃったのかなというふうに思うんですけど、今年、先ほど商工振興課のほうからありましたキャッシュレス決済をやっていて、前回の委員会でこの事業によって間接的に交通事業者とか、そういうところにも効果が波及するんじゃないかということを質問したところ、あると思うということでおっしゃってました。やっぱり、ということは、この冬できるだけ早めに、感染症対策ですから、感染症対策の補助金なんですから、できるだけ早くその支給をして、いち早く車両の消毒なのか仕切りなのかということも、それは事業者さんのほうで考えられることなのか知りませんが、いち早く感染症対策打ってほしいというところがありますので、できるだけスピード感持って、去年もやっているわけですし、やっていただきたいなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○**交通政策課長** 去年の実施のノウハウがございまして、今年度はスピーディーに事務手続のほう進められると思います。以上でございます。

○**円谷** ぜひよろしく願いいたします。

それと、通学路の交通安全整備のところ、これまでの各委員の質疑で大体のことは理解したつもりでございます。本会議でも申し上げたんですけども、道路の交通安全の施策とか、もちろん舗装とかというのものもあるんですけども、交通関係って非常に市民に分かりやすく、行政と信頼関係をつくるのに大変有効な事業だというふうに思っておりますので、今後もぜひ積極的にこうしたことは行ってほしいと思います。答弁結構です。

○**坂巻** 感染症対策ですけども、今これ聞いていますと申請をしてからお金もらうという形でしょう。それ逆にもう自分たち今既にやっているというか、早めにやっておいて後から申請、そういう逆の方向というのは不可能ですか。

○**交通政策課長** 今年度中に実施しているものは、この支援金の対象としていければと思っておりますので、既にもう今年度アルコールを買って消毒されているとか、そういったものも領収書見せていただければ対象とできればと思っております。以上でございます。

○**山田** ありがとうございます。この通学路の交通安全対策でありまして、今状況

分かりました。限られた予算の中でスピード感を持ってやんなきゃなんないと、その中でスピード制限とか何かというのは協議、いろんなこと話題になっていますでしょうか。

○道路保全課長 まず、スピード、まず抑制というお話だと思うんですけども、市ではスピードのほうの抑制というのはちょっと権限ございません。千葉県公安委員会及び柏警察署経由で、千葉県公安委員会の管轄になってございます。その旨につきまして、そういう要望があったという旨は、そういう御意見があったと、そういう要望があった旨というのは、柏警察署のほうに申し送りをさせていただきまして、警察のほうから県の公安委員会のほうに承知してもらおうという形を取ってございます。以上でございます。

○山田 所管の体制はよく分かっておりますけれども、やっぱり信号機をつけるとか、それから歩道ですけども、いろいろハンプ処理とか、結構いろんなところで穏やかに、交通の全体の流れを抑えてしまおうとかいうようなこともあるけど、これ難しい問題でしょうけど、学校側からとか、やっぱりよくしつかりしたような、ある程度確保されたような道路状態だったら分かるけれども、やっぱり道路が曲がったりいろんな、それからあとは狭隘の道路がある通学路の対象には、そういう話もあるかなというふうに思っていたんで、所管が違うけれども、その辺が突っ込めるような状態になっているいろんな展開になっていくのかどうか、その辺の状況があったら教えてください。

○道路保全課長 あと、スピード抑制ということですね、市でできるものとしたしまして、スピードを落とせとか、そういう路面標示、あと道が曲がってればカーブ注意とか、そういう注意喚起を促す路面標示のほうは、そういう箇所には市のほうで設置をさせていただいてございます。また、通学路とか子供さんが多いところでは学童注意とか歩行者注意とか、そういうような形の路面標示及び電柱にかけるような立て看板ですね、黄色の板にスピード落とせとか横断者注意とか、そういうもので対応できる場所に関しては対応させていただいてございます。以上でございます。

○山田 話はここまで、やめますけれども、車自体の安全対策とか、これからいろいろなA Iカーだとかいうようなことまで待つ前にいろんなこと、そのハンプ処理とかいろいろ状況が出てくるようなことも要請も出てきちゃうかなと。所管の管轄、違うところも出てくるのでしょうけども、こういうことの情報是十分網羅していただきたいと思えます。

○岡田 既にほかの委員の方々からのお話と重複すると思うんですけども、私からも一言申し上げたいと思えます。通学路、今お話出ていました交通安全整備についてです。最近思うのですが、本当に市の対応がすごく速やかにスピーディーにやられていると思えます。しかし、先ほど課長からもお話がございましたように、市のできることはない、警察に要請をしなければいけないことも多分本当に多いと思えます。かえってそこが本当にネックになっているというか、懸案事項

として長年解決できないというのは、大体そういう警察の必要な横断歩道とか信号機設置とか、そういったものだと思います。先ほど課長からもそういったものは全て申し送りということで伝えていきますというお話もございましたが、やはりその申し送られた後もしっかりと、ここが本当に地元の皆さんが一番大事なところなんだと。なかなかここが解決できないと根本的な解決にはならないということをしっかり踏まえていただいて、申し送りで済ましたということではなく、今後の状況についても確認していただいて見守っていただきたいと思っています。要望でございますが、できれば御答弁をいただければと思います。

○道路保全課長 委員がおっしゃられたように、県警、公安委員会絡みについては、私ども申し送りさせていただいて、やはり設置する、しないというのは全部公安委員会の判断になってしまいます。私ども警察との関連でございますので、その旨、経過措置をどういう状況かとか、そういうものをもし機会があればちょっと確認をさせていただければと思っております。また、その安全対策、県警が行うものができるまでの間、市で何ができるのかというものもちょっと検討させていただきまして、できることは限られてしまいますけれども、それで少しでも交通安全の事故防止に役立つような体制を取っていければなというように考えてございます。以上でございます。

○委員長 ほかよろしいでしょうか。

それでは、これより採決をいたします。

○委員長 議案第11号、令和3年度柏市一般会計補正予算、当委員会所管分について採決をいたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第11号、当委員会所管分は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長 議案第12号、令和3年度柏市柏都市計画事業北柏駅北口土地区画整理事業特別会計補正予算について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第12号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長 議案第13号、令和3年度柏市下水道事業会計補正予算について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第13号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長 以上で第1区分の審査を終了します。

次に、第2区分の審査に入りますが、関係しない執行部の方は退席されて結構です。御苦勞さまでございました。あわせて、関係する各課で入室していない方は入室をお願いいたします。

ここで暫時休憩いたします。

午後 1時51分休憩

○

午後 2時 1分開議

○委員長 それでは、会議を再開いたします。

次に、議案第2区分の議案第5号、柏市手数料条例の一部を改正する条例の制定について、議案第6号、柏市下水道条例の一部を改正する条例の制定についての2議案を一括して議題といたします。

本2議案について質疑があれば、これを許します。

○松本 議案第5号、手数料条例です。長期優良住宅のこの手数料が変更になるということで、これまで6,000円だった戸建ての性能評価がある場合で7,000円になるということですが、そのほかのところも含めて現在どのような利用状況なのか、お示してください。

○建築指導課長 柏市における長期優良住宅の状況ですが、戸建ての住宅が年間500件程度申請がございます。その戸建て住宅の申請については、民間の登録機関で事前に長期優良住宅の構造や設備等について確認をされたものとなっております、今まで6,000円だったものが今回7,000円になるという状況で、ほかの認定申請、住宅以外の認定申請ですとか、住宅でも柏市だけが全てを見るような認定申請というのは実際のところございません。以上です。

○松本 戸建てが主だということなのですが、共同住宅についてはどのような状況でしょうか。

○建築指導課長 共同住宅については、平成21年の6月からこの制度行っておるんですが、過去に1件だけ、1棟だけ認定をしているという状況になります。国のほうの状況では、戸建てについては25%程度が、新築の25%程度が長期優良住宅なんですが、共同住宅については0.2%というような状況になっております。以上です。

○松本 共同住宅の申請件数が少ない理由は何でしょうか。

○建築指導課長 共同住宅については、今まで1住戸ごとの申請になっておりまして、一番最初に分譲事業者が認定の申請をして、分譲住宅で買う方が決まった段階で変更ということで、分譲事業者とその買われた方が認定の対象者になって、それで維持管理も分譲された方が行っていくということになっておりまして、ある程度複雑な手続になっておりましたので伸びなかったものと思われまして、以上です。

○松本 長期優良住宅については、耐火性ですとか高齢者に優しい家だとか、いろいろとあって、それで望ましい方向ではあると思っております。もっとやはり促進

をしていくために促していく必要があると思いますが、どのように取り組んでいますか。

○**建築指導課長** 長期優良住宅自体の制度については、ホームページ等で周知をしていたり、窓口にパンフレット等を配架しております。以上です。

○**松本** 最近の住宅では長期優良住宅の基準を満たしていると思われるところが多くありますが、その4分の1ぐらいは申請されているということです。実際この認定されると、税制面ですとか住宅ローンの面でかなり有利だと思います。そのためにやはりこういった申請をより広めていく必要があると思いますが、この点はいかがですか。

○**建築指導課長** そうですね、住宅ローンの金利の引下げとか所得税の特別措置、地震保険の割引等、制度が、優遇制度がございますので、普及等、案内等をしていきたい、これからも案内等していきたいと思っております。以上です。

○**松本** 先ほど一部値上がりするところありますが、確認書の添付がない場合の戸建てについては、4万9,000円から3万8,000円に引き下げられるということでしょうか。

○**建築指導課長** そのとおりです。4万9,000円から3万8,000円になります。以上です。

○**松本** 了解いたしました。

次に、議案第6号です。下水道条例の変更です。これにより公営企業法の全部適用になるということでしょうか。

○**下水道経営課長** そのとおりです。以上です。

○**松本** 今回下水道事業が上下水道ということで統合されることになりましたが、河川排水等は市長部局に残るということでしょうか。その点について、会計上、または組織上どのような変化があるのでしょうか。

○**下水道経営課長** 河川部門につきましては、本年度から一般会計ということで全て河川排水課が所管しております。現状、下水道部門は、企業会計、下水道会計のみを所管しております。その部分については、統合後も特に変更はございません。以上です。

○**松本** 経営統合することによって、部門が重複しているところは一緒になったりして合理化図られるということが言われていたわけですが、実際には今ある7課が再編されて、結局7課となって減らないということになってはいますが、これはどのような問題意識でこうなったのでしょうか。

○**下水道経営課長** 検討に当たりましては7課ありきということではなく、業務内容で再編するという視点で検討しました。それで、例えば経営企画課には企業会計部門を集約するですとか、料金部門は料金課に集約する。専門性ですとか効率性を優先に検討したところなんです。そこで最終的に業務の所属によって、業務の種類の数ですとか、あと職員の数、こうしたところ、両方とも多いと管理が困難になるという面もありますので、担当の数と人数とバランスを整えていく中で、結果的に現

状と同じ7課という結論に至ったものです。以上です。

○松本 小さな自治体では、総務と経営企画で1つの部署になっているようなところもあります。柏市の一部門である上下水道局で総務と経営企画が分離しているというのは、ちょっと課が多いような印象を受けております。今後この経営統合による効果を図っていくために見直しというのは進められるのでしょうか。

○下水道経営課長 統合後も毎年組織と、あと事務の分担については、継続して検討して最善の姿を模索していきたいと思っております。以上です。

○委員長 荒巻さんもいるから聞いてみたら。いいの。いいならいいけど。

○水道部次長兼総務課長 課の数についてちょっと申し上げますと、柏市の給水人口40万人ぐらいの中核市、同じような条件のところの課の数を調べますと、およそ平均で9つになります。ですので、この7つという課については、特段、特別多い数ではないのかなと思います。また、総務課と今度経営企画課という名前もちょっと考えておりますけども、そこをもし1つにすると上下水道局の中の人事と企画と財務会計、この3つを握るので、あまりにもちょっと権限集中した課になるのかなと思っております。以上です。

○平野 手数料条例の改正から。議案説明資料の中に法改正による国が示す考え方に則し手数料を改める必要があると書いてある、この国が示す考え方というのはどういう考え方でしょうか。

○建築指導課長 まず、国のほうで今回長期優良住宅の認定について合理化をするというところがありますので、それに則して国のほうである程度審査時間とかの目安を出しておりますので、そういうことを含めて、県が出した審査時間に私どもの職員の単価を掛けて改正をしているというところと、あと国が新たな制度、共同住宅の長期優良住宅で容積率の特例制度を国が新たに作りしましたので、その手数料を新たに定めたというようなことになります。以上です。

○平野 先ほども説明ありましたが、共同住宅の場合は過去に1件しかなかったということだったんですが、例えば分譲マンションの場合に1棟丸ごとというんじゃないじゃなくて、その分譲マンションを買った方の、何というのかな、区分所有、それごとにこれが適用されるということですか。

○建築指導課長 今まではおっしゃるとおり、住戸ごとの認定になっておりました、共同住宅については。ただ、今回から、2月20日施行される分からについては、手数料のほうには関係はしないんですけども、住棟ごとに、棟ごとに認定をする制度ができておりますので、多少は使いやすくなるんじゃないかなというふうに思っております。以上です。

○平野 区分ごとの認定ということもあり得るんですか。

○建築指導課長 両方とも選べるようになります。

○平野 そうすると、この長期優良住宅の主なメリットというのは3つ、説明資料の最後にA、B、Cで書いていますね。住宅ローンの金利引下げ、所得税の特例措置、それから地震保険料の割引、この3つが、例えば分譲マンション買った人もこ

の審査を受けて、その手数料、規定の手数料払ってやれば、この3つのメリットというのが、認定を受けない場合よりもプラスになるのでしょうか。

○**建築指導課長** 認定を受ける場合には、分譲住宅についてもこの3点はメリットとなります。以上です。

○**平野** 私、建物の売買についてはよく分かりませんが、もしメリットになるならば、これだけたくさんマンション建っているわけで、それぞれの方がこの手続をすればメリット大きいよということが分かればやるんじゃないのでしょうか、どうなんでしょう。

○**建築指導課長** 今まで国のほうで平成30年度の住宅土地統計調査等で調べた結果からすると、やはり全体の住戸数の0.2%程度しか利用されていないと。このメリットがあっても、そのような状態だというふうになっております。以上です。

○**平野** それは0.2%しかやっていないということは、やってもあまり意味がないということなのか、それとも知らないからやらないのか、どちらなんでしょう。

○**建築指導課長** 先ほどもちょっと答弁しましたがけれども、やはり住戸ごとにやって、そうですね、住戸ごとにやることになって、それで今後の維持管理を住戸の方がして点検等もしていくというような制度になっていて、なかなか使いづらかったのかなというのが考えられます。以上です。

○**平野** もしメリットがあるなら積極的にこの制度を周知して、それ利用してもらうという必要があるのかなと思います。

それで、この説明資料で改めて説明を受けましたら、この説明資料の3ページなんですけれども、上の部分の青い線で囲った部分は、これは市が全て手続をする場合ということで、ほとんど利用はないということなんです。この部分については、条例の改正で、手数料の改正で値下げしているんですけれども、値下げしているんですけど、ほぼその利用する人はいないということですね。その赤い部分はほとんど、1か所値下げしているところがあったんですけど、その他は全部値上げなんですよね。国の制度としてこの長期優良住宅を普及しようと、もう法律の内容そのものがそうですね、普及の促進に関する法律ですから、普及、国としては普及したいわけで、ですからそういうさっきも言ったメリットをつけているんですけれども、一方で柏市は、国全体というか、どこの自治体も同じですよと言うかもしれんけど、値上げしているわけですよ、手数料。この矛盾というのかな、促進に反するんじゃないのでしょうか。

○**建築指導課長** 柏市で審査をする項目が、今回の改正によって増えてございます。それで、審査時間が増えることになりますので、若干の手数料の値上げというふうになっております。これについては、今おっしゃったとおり、柏市だけではなくて全体的にこの部分については上がっているというような状況にあると思います。以上です。

○**平野** 事業者に対する、何といいますか、事業者に対する、事業者が仕事進めるときに柏市のこういう手続が必要で、その手数料が多少上がっても、あるいは人件

費というか職員の働きというか、働く労働時間に応じて、必要な時間に応じて手数料取るというのは分からないでもないですが、それが結局は住宅を建てる方たち、あるいは増改築する個人の市民のところに負担がいくということになれば、私は値上げすべきじゃないというふうに思います。

それと、次の下水道条例なんですけど、これ上下水道事業の組織統合しますと、上水道、下水道通じて管理者1人を置くということになるわけですけど、会計は別だということですよ。この1人の管理者の給与は、どちらの会計から出るんでしょうか。

○下水道経営課長 経費の持ち方につきましては、人件費その他含めて上水道事業と下水道事業で按分などの方法用いて、受益者負担に影響が生じないようにしていきたいと考えております。以上です。

○平野 この管理者の給料は半分、按分というのが分からないが、言ってみれば例えば半分は下水道、半分は上水道って、給料の出どころがそうなるんですか。

○水道部次長兼総務課長 人件費トータルでは、例えば水道と下水道の人数比例、四分六だとしたら四分六になるように、各部署の人ごとに水道の事業とか下水道事業に割り当てます。例えば下水道工事をやる部署であれば、全て皆さん、下水道会計、水道の工事だったら水道の会計ですけども、例えば総務部門だったりとか契約、入札をやるようなところ、両方の仕事をやるんですけども、人件費の割当てとして、Aさんは水道からの給料、Bさんは下水道からの給料という形で割り振りますので、管理者についても全体として按分できるような形で、どちらかの会計からお金は出すようになるかと思えます。以上です。

○平野 今まではそれぞれの所属のところの人件費だったけれど、按分する部分が出てくるということですね。それで、これ流山市は3年前からもうやっているそうなんですけれど、水道事業は、柏もそうでしょうけど、流山も黒字なんだそうです。下水道は当然赤字。今まで柏もそうですけど、一般会計から下水道には繰入れをしていますよね。その関係で流山は、水道事業から下水道に貸付けをしているそうなんです。融資と言ったらいい、お金を貸している。それは一般に銀行で借りるよりは無利子のお金を借りたほうが、余裕があればならばですよ、水道事業に余裕があるならばやったほうがいいという考え方も成り立つでしょうけれど、そうすることによる一般会計からの繰入れが減るといふ、そういうことになってはちょっと違うのかなと。水道、下水道トータルで何とかなっていればいいじゃないかということになると、ちょっと違うのかなと思うんですね。水道会計は黒字なんだけど、今後の長期の改修であるとか長寿命化だとか、そういうことでこっだけお金がかかりますよということで、利用者には還元、制度としては、今、これまでしばらくの間は値下げとかしていないわけなんだけど、本来はそういう余裕があるのに、下水道に貸すお金があるならば、住民に、市民に還元すべきかなと思うんですが、そういうことが将来柏でもあるんでしょうか、あり得るんでしょうか。

○下水道経営課長 流山の例ですけども、貸付けというふうに聞いてはいるとこ

ろですが、お金をそのまま補助とか助成とかするんじゃないくて、あくまでも貸付けということだと思います。今下水道会計、当面の資金繰りには特に困っている状況ではございませんので、すぐに何らかの援助が必要という状況ではございません。操出金、一般会計からの操出金とか、上下水道会計間での資金の一時的な貸付けとか、その辺りは今後もし必要が生じれば考えなければいけないとは思いますが、分かりづらい形はできるだけ避けて、会計はあくまでも別なのでできるだけシンプルに分かりやすい形で、もし将来そういう必要性が生じたら財政部門と調整していきたいと思っております。以上です。

○平野 そうすると、この今回の上水道、下水道の組織統合というのは、市民の目から見たとき、市民の立場に立ったとき、どういうメリットが生まれてくるんですか。

○下水道経営課長 市民生活への直接的な影響としましては、窓口部門、例えば料金課が上下水道料金一手に引き受けますので、現状ですとたまに上下水道間でこの内容は上下水部門にお問合せくださいですとか、そういったことがまれにやっぱり生じております。そういったことが、1つの課になりますので、すぐに担当が替われたりするということで、利便性が上がるかなと思っております。また、情報発信ということで、広報ですとか、そういった財政的な発信に、決算の発信とかについてもセットで行うことで、より企業会計の理解が深まる、差が明確に分かることで理解が深まるかなと。あとは、危機管理面で組織が1つになって体制が大きくなって、地震ですとか災害のときに機動的に局内で人材の融通は利かせられることになると思います。直接市民生活への影響は主なものとしては、今申し上げたとおりです。以上です。

○平野 これまでも言ってきたことあるんですが、私が最初に議会議員になった頃は、柏市はまだ4割ぐらい、上水道の4割ぐらいは地下水を使っていたと思うんですね。それがどんどんその割合が低下してきている。一方で、上水道の予測、利用水量の予測というのは、その当時はどんどんまだ伸びますよということだったけれど、逆に節水努力だとか、あるいは努力だけじゃなくて、機器なんかも節水型の物ができたりして給水量は下がってきていますね。将来下がっていくということなので、柏市の水道、上水道考えたときには、僕は今ある地下水の取水のボーリング、井戸ね、これを維持管理をしっかりとやって、それを維持するならば、その地下水の割合をまた高めていって、経費を節減することできると思うんですね。その分、北千葉から買わなきゃいいわけで、買わないようにすればいいわけで、減らしていけば、柏市の持っているこの地下水の力、豊富な地下水があると、柏は。だから、そういう方向に持っていけば、市にとっても市民にとってもプラスだし、環境にもよいということになるだろうと思うんですけど、一方でこれ組織統合して、将来的に会計も一緒にしましようというふうなことになったときに、その上水道の有利な点が、下水道というのはどこまでいってもやっぱり赤字ですよ。これ黒字にするというの、僕は難しいと思うんですけど、そこで結局は市民の負担で全てやっ

いましょうということになりはしないかなというふうに思います。将来、将来というか、これから一般会計から下水道に繰り入れる金額をどんどん抑えていって、水道、下水道の間で融通し合っていくという方向になって、上下水道料金が値上げされるのではなかろうかということ懸念します。以上です。

○林 柏市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてです。こちらは手数料を改定されるということが本筋なんですけども、その前に長期優良住宅ということ普及させるとということが名目でありますので、ちょっとこれ国の政策とは思いますが、その内容についてまずお尋ねしたいというふうに思っています。こちらの認定基準の中で耐震性という部分と、あと省エネ性能という項目もあるんですが、実際こちらは従来のもとのどの程度変わるものなんでしょうか。また、その金額というのは、おおよそどの程度なんでしょうか。

○建築指導課長 今言いました長期優良住宅の基準なんですけども、劣化対策、耐震性、省エネルギー性能等、何点かありますが、耐震性については、今の現行の建築基準法の規定の1.25倍か1.5倍程度の強度を持つような基準になっております。省エネルギー性能についても、省エネ法のほうで定めている基準に合致するようなものというような基準になっております。以上です。

○林 分かりました。従来のもとの建築の金額はどの程度違うものなのかなというふうなところあれば、ちょっとお示しいただきたかったですけども、それは分からないですか。

○建築指導課長 そうですね。工事費については、すみません、把握してございません。以上です。

○林 そういたしますと、特に最近の地震というか、このところの様々な日本の中の状況を考えたときに、耐震性をさらに進めていかなきゃいけないというふうに思っております。そのように思って、特に個人の住宅と集合住宅という形で考えたときに、どちらも今進めてはいると思うんですが、集合住宅等はこの中に耐震性というの含まれてはいますけれども、こういったことは結局これを認定されないというところは従来のもと同じになってくるんでしょうか。

○建築指導課長 共同住宅等についての耐震性についてですが、基本的に今の現行基準は満たして、当然ながら満たしております。あと、この長期優良住宅を使っていなくても住宅性能評価等使っていれば、やはり割り増しした耐震化の強度というのは、現実には割り増されているという状況になります。長期を使っていないから、全て割り増されていないということではないと思います。以上です。

○林 それと、こちらの手数料が改定することによる柏市の収益というか、収入は現状からどの程度変わっていくんでしょうか。

○建築指導課長 先ほど申しましたとおり、柏市の現状としては戸建てが500件程度という形の申請がございますので、それが1件当たり1,000円上がりますので、50万程度増えるというふうに考えております。以上です。

○林 分かりました。施行日が令和4年の2月20日ということで、これ国の法律が

施行される日と同一という考え方だと思うんですが、これ2月20日というのはどうしてこういう形になったのかというのは分かりますか。

○**建築指導課長** 法が今年、令和3年の5月28日に改正されておりまして、それから9か月以内の施行というふうになっておりまして、それが2月20日というふうになります。以上です。

○**林** そうすると、建築事業者はもうこういったことは既に知っていて、様々な計画を立てていらっしゃるということで認識してよろしいのでしょうか。

○**建築指導課長** 当然事業者のほうは把握されていると思います。以上です。

○**林** それでは、議案第6号、柏市下水道条例の改正についてをお尋ねしたいというふうに思っております。先ほど様々な質問もありましたので、端的にお尋ねしたいというふうに思うんですが、排水設備事業者への処分や行政指導及び届出は、規則から条例へ変わるというふうに聞いております。このことに対する事業者の影響というものは、どのようなものが考えられるのでしょうか。

○**下水道経営課長** 規定の内容そのものは特に変更はしておりません。条例から規則に定めが変わるという形式的な変更ですので……（「規則から条例」と呼ぶ者あり）すみません。失礼しました。規則から条例が変わるということで、形式的な変更になります。直接事業者さんへの影響はないものと考えております。以上です。

○**林** 分かりました、特に影響はないということ。

それと、少しこちらも条例の本来のところから少し、ちょっと横道にそれて申し訳ないんですけども、上下水道事業の統合ということがあって、こういう形になっているというふうに思うところなんです。水道庁舎へ下水道部門の大半が今回移動していくという形になるんですが、ちなみに現在の下水道部の分庁舎のスペースの在り方というのは、どのように検討していかれているのでしょうか。

○**下水道経営課長** その有効活用につきましては、庁舎管理部門、資産管理課においていろいろ検討しているという話は聞いておりますが、すみません、具体的なイメージというのは、すみません、私のほうでは認識しておりません。以上です。申し訳ございません。

○**林** これは当然考えられておられるんですよね。（「副市長」と呼ぶ者あり）副市長、恐れ入りますが、答弁。

○**副市長** 今、所管の資産管理課のほうでどのような形での配置転換を行うか、今検討しておりまして、ちょっとまだ具体的に私のほうにその案がまだ来ておりませんので、今この時点でこうなりますよということ、ちょっと申し上げられない。ただ、既に結構手狭なところがありますので、下水道部門のかなり水道庁舎のほうに移転しても、そんなに余裕はないという状況でございます。ただ、今の考えでは、福祉部とこども部の別館がかなり手狭ですので、あの辺の配置転換を考えなければいけないかなと、そのように考えております。以上でございます。

○**林** スペースの在り方については、それでは今後しっかり検討していただいて、またしかるべきときに御報告、あるいは審議させていただきたいというふうに思っ

ております。下水道部門の大半が水道庁舎に移行になる、水道部庁舎も近いといえ
ば近いというふうにも思えるんですが、駐車スペースのこととか様々なこと考えた
ときに、例えば申請を全て水道部庁舎の部門に行かなければならないということに
なるんですか。

○下水道経営課長 そうですね、窓口での手続が必要な業務については、全て水道
部の庁舎に動くことになります。周知、今その辺りの周知を念入りにホームページ
ですとかチラシですとか進めているところです。以上です。

○林 分かりました。申請は行かなければならない部分もあると思いますが、例え
ば場所が変わったりということで、今後電子申請とか電子届出とか、そういったも
のもさらに有効に使っていただけるように、分庁舎とか水道事業の統廃合に合
わせて、そういったところをさらに進めていただきたいというふうに思うんですが、
ちょっと下水道の話から少し離れていくんですが、そのことについて、もしお聞か
せ願えればと思うんですが。

○下水道経営課長 これをきっかけに、これまでもそういう電子化というのは、国
においても市町村においても、最近特にDXの推進ということで話題に大きく上が
っていますので、水道と下水の統合をきっかけに、さらにその辺の検討を深めてい
きたいと思っております。以上です。

○林 私からの質問は以上でございます。

○委員長 ほかに質疑はよろしいでしょうか。
それでは、これより順次採決をいたします。

○委員長 議案第5号、柏市手数料条例の一部を改正する条例の制定について採決
いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長 議案第6号、柏市下水道条例の一部を改正する条例の制定について採決
いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第6号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長 以上で第2区分の審査を終了いたします。

次に、第3区分の審査に入りますが、関係しない執行部の方は退席されて結構で
す。御苦労さまでした。あわせて、関係する各課で入室していない方は入室をお願
いいたします。

ここで10分間休憩を取らせていただきます。

午後 2時42分休憩

○

午後 2時50分開議

○委員長 それでは、会議を再開いたします。休憩前に引き続きまして、会議を開きます。

次に、議案第3区分の議案第7号、指定管理者の指定についてを議題といたします。

本件について質疑があれば、これを許します。

○松本 指定管理者に応募した方が1者ということです。1者だと競争性が働かず向上につながらないと考えられますが、そういった問題意識ありますか。

○公園緑地課長 今委員御指摘のとおり、複数者応募者があったほうが競争性は働くものと考えております。以上です。

○松本 それでは、複数の応募があるようにどんな努力をされたんでしょうか。

○公園緑地課長 公募するに当たりまして、まずは市のホームページ、それから広報かしわへの掲載、またインターネットによります指定管理者の情報サイトへ情報の掲載をしております。以上です。

○松本 それでは不十分だったということでしょうか。

○公園緑地課長 我々としては公募に当たってあらゆる手を尽くしたと考えておりますが、1者だけの応募ということで、施設自体、重要文化財ということで、なかなか手を挙げていただける事業者様がなかったのかなというところを推測しております。以上です。

○松本 それでは、この指定管理者となる団体への評価について伺います。これまでの指定管理において、どのように評価されていますか。

○公園緑地課長 市ではなかなか実施することが困難な飲食の提供ですとか、あとは各種イベントの開催をすることによりまして、市が直営で運営していた期間よりも、年間で約1,500人ほど来園者の増加につながっております。以上です。

○松本 管理に当たっては、どのような課題があると考えていますか。

○公園緑地課長 管理につきましては、重要文化財ですのでなかなか難しい面がございます。画びょう1つも打てることができないということで、非常に気を遣う施設だということを実感しております。以上です。

○松本 この施設は、重要文化財ということで大変価値のあるものなわけです。非常に貴重なものが柏市にあって、それが柏市の財産であるというところから、やはりしっかりとこれを市民に知らせていく。また、市外へ知らせていく。そういったことはやはりシティープロモーションになりますし、自治体自体、柏市自体を見直すことにもなりますので、そこの発信がまだ十分ではないのかと感じております。その点いかがでしょうか。

○公園緑地課長 今後も広く内外、市外の方々にも知れ渡るように、いろいろ千葉県フィルムコミッションですとか、そういったところを通じて旧吉田家住宅のP

Rに努めていきたいと考えております。

○林 旧吉田家住宅歴史公園指定管理者についてお尋ねします。先ほども出ておったわけですが、こちらは国の重要文化財ということになっておりまして、なるべく劣化を防ぎたい、あるいはそういうことが必要になってくるんですが、今国内外で重要文化財の火災、あるいは歴史的建造物の火災による焼失ということが出てきておりまして懸念されているところですが、こちらの住宅公園の火災対策ということにつきましてはどういう状況なんでしょうか。

○公園緑地課長 火災の対策としましては、散水栓を3か所設置しておりまして、年1回の消防との合同で消火訓練を行っているところですが、以上です。

○林 消火訓練を年1回行っている。これは例えば地域の方を巻き込んで行われているんですか。

○公園緑地課長 地域の方と、あとは来園者の方にも御協力をいただきまして、避難訓練等を行っているところですが、以上です。

○林 では、火災につきましては、さらにぜひ注意して取り扱っていただきたいと思えますし、劣化も防ぎながら活用をお願いしたいというふうに思います。そこで、ちょっと指定管理料の総額、7年間という形で、これは市の予算額と同額になっておりまして、こちらの管理料の根拠というのはどういう形になっているのでしょうか。

○公園緑地課長 これまで平成27年から令和2年度まで、この指定管理料につきまして物価上昇率、この期間2.5%ございましたので、それと同等の物価上昇率を2.5%見込んで、今回の1億8,284万円という指定管理料を算出しております。以上です。

○林 物価の上昇率は、それは一つ分かるんですが、内容についての根拠というのはどういう形になっていますか。

○公園緑地課長 前回の指定管理料算出の際に、市が直営でやっていたときの管理料を算出しまして、それに自主事業に関わる人件費等を加えたものを前回の指定管理料としておりました。今回は、その前回の指定管理料に物価上昇率を掛けたものを指定管理料として算定したものでございます。以上です。

○林 前回のものを一つ基準、基準は必要だというふうに思うんですが、たまたまかもしれませんけども、1者しか応募されていなかったということで、その金額についての精査が少しどうなのかなという気もします。その根拠について、しっかり今後考え、考えるというか、ぜひ根拠についてしっかり精査していただきたいというふうに一つは思います。

それと、もう一つ、ここ1年、あるいは1年半、場合によっては2年ほど、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策で恐らく住宅公園の利用者の制限があったり、あるいは施設の利用控えということが行われているというふうに思うわけですが、そうすると利用料金が減っているというふうに考えているんですが、そういったことに対してどうなんでしょうか。結局指定管理者の負担が増えているという視点もあると思うんですが、そこについてはどのように考えていらっしゃるんですか。

○公園緑地課長 コロナウイルスの関係で、休館日約90日間ございました。その間、入場料とか施設使用料が全く入ってこなかったということもございますが、逆に管理に関わる人件費等の削減もございましたので、結果としてはプラス・マイナス・ゼロぐらいに収まっているところでございます。以上です。

○林 そこについて当初予算だからこの予算で収めたという考え方もあるのかもしれないんですけども、実際こういう影響がこの程度あって、そして人件費だけでそれが本当にペイできたのか。場合によっては、それが本当に指定管理者の側に立つわけじゃないんですけども、それが負担が大きいということであれば、そこでまた市に新たにこういった状況があるので改正してほしいとかということも必要だというふうに思うんですね。決められた予算で全て決めるというのではなくて、事業者の努力があって経費が削減できて、そこの、そちらの事業者に運営資金として回るのはいいんですけども、そういったことが、何というんでしょうか、金額決まったので、その施設が利用されない、されずに、収入減ったにもかかわらず、それで本当に押さえられたのかどうかということについて、しっかり精査していく必要があるように思うんですけども、そういうことで進めていただきたいというふうに、私は考えているところでございます。以上ですけど。答弁は特に、あればいいですけど、特に求めません。

○平野 この議案説明資料の選定審査評価表の総合評価結果の点数を見ますと、600点満点で425点なんですけれども、1者の応募で競争が働かないということをおっしゃいましたけれども、この425点、600満点中425点についての評価はどうなんでしょうか。高いんでしょうか、低いんでしょうか。

○公園緑地課長 点数につきまして、1者ですので比較検討は難しいところはございますが、600満点、満点中7割の得点を得ておりますので、得点の妥当性としてはそれなりにあるのかなと考えております。

○平野 この評価項目の中で一番低いのは、この管理費用の2番目にある管理に係る経費の縮減効果というのが60点満点で36点だと思うんですね。これが一番低くなっていると思うんですが、どういうことを期待しているからこの縮減効果が少ないとかいうことになるのか、あるいはどういう問題があってこの点数が低いのか、どうでしょう。

○公園緑地課主幹 こちらのほうは委員の方からも御意見があったのですが、公の施設の管理だからといって何でもかんでも経費削減すればいいものではないと。文化財という特殊性もあって、高品質といいますか、管理の特殊性もあるので、全てが全て経費削減、こちらの項目にはあるんですけども、経費を削減してしまうと管理の質が落ちてしまいますので、そこのところに関しましては一定水準以上の規模しか満たしていないというところで、特別な経費を削減する効果が上げられないというのが一つと、もともと旧吉田家住宅という施設があまり収益が上げられるような施設ではないので、特別経費を削減できるような箇所はなかったというところが挙げられるかと思えます。以上です。

○平野 確かに今言われたように国指定の重要文化財であれば、文化財ですから適正な管理を行う必要がもちろんあるわけで、それでその経費の縮減という点では限界があると思うんですね。そういうことで言うところの低い点数しかつかなかったこの評価者は、もっと別のとか要求を持っていて点数を低くしたのかなと思うんですけれども、一般に指定管理、公共施設でもやはり文化財を管理していただく、あるいは活用しようというところと一般の施設とやはり評価点を分けて、分ける必要があるのかなというように思います。

それで、建物や庭園だけでなく吉田家の寄贈品の中には様々あると思うんですけれども、あるいは文書といいますか、文書類もあると思うんですが、その辺の管理や、あるいはその整理というか、これは指定管理者とは別に教育委員会でやっているんですか、それとも指定管理の中でやっているんでしょうか。

○公園緑地課長 教育委員会と都市部、それぞれで管理をしております。以上です。

○平野 貴重な物品であるとか、あるいはその文書があると思うんですけれど、文書であれば、その文書の内容を読み取って、ああ、これおもしろいとか貴重だとかいうふうな評価がされて、その展示公開するというのも必要だと思うんですけれど、そういう予定はどうなっていますでしょうか。

○公園緑地課長 収蔵品の展示につきましても、指定管理者のほうから積極的に行いたいという提案がございました。以上です。

○平野 私、何回か行っているんですけど、あそこの場で古文書というか、吉田家文書というのか、文書の解読作業やっているグループの人たちがいましたけれども、そういうことの成果をどう返していくかという、今指定管理者はそういうことをやりたいと言っているんですけど、具体的な計画というのはあるんでしょうか。

○公園緑地課長 収蔵品の展示につきましては、仕様書の中で年4回以上やってくださいということをお願いしております、指定管理者のほうからは年5回開催しますということで提案を受けております。以上です。

○平野 これ前、何かの議案のときに言ったんですけども、市内の小中学校の生徒さんたちの見学が少ないんですね。何件かあるんですけども、同じ学校の同じ先生に偏っているというのがあります。ですから、一般の市民、あるいは市外の方たちの見学、利用というのを進めるべきなんですけれど、ただ市が大きなお金をかけて管理している文化財ですから、その価値というのをまず子供たちに知ってもらうということが大事かなと思うんですね。だから、営業というんじゃないけれど、都市部、あるいは教育委員会連携して学校の子供たちに積極的に見てもらう、そういう学習の場に大いに利用してもらうということが必要だと思うんですね。そうすることでやはりこれ将来ですよ、20年もたてば、あるいは10年もたてば、その子供たちが大人になって家庭も持てば一緒に見に行くとか、そういうことにもなりますし、ぜひ子供たちに見ていただくための努力をしていただきたいと思いますと思うんですが、どうでしょう。

○公園緑地課長 非常に子供たちに興味を持ってもらうことは大切なことだと感じ

ておりまして、今後は教育委員会にも働きかけをしまして、子供たちの校外学習の場にも使ってもらえるように努めてまいります。以上です。

○平野 コロナの影響もあるんでしょうけれど、ボランティアのガイドさんがいますよね。研修もやってガイド養成してきたんだけど、ほとんど今その活動する場がないということになっているんじゃないかなと思うんですね。それはやはりお客さんが来なければ、あるいは予約というか、団体さんの予約が入るようにならないと、なかなか活躍していただく場がないのかもしれないけれども、そういうガイドさんたちが、施設が全面的に、この吉田邸が全面的に見ていただける、自由に見ていただけるという状況になったときに活躍していただくためにも、その研修というか、定期的な研修も必要であろうと思います。それで、これ聞いた話なんですけど、2019年にガイド研修を終えた方が3人いるんだけど、正式認定されずに宙ぶらりんになっているということをお聞きしました。せっかくそういう積極的な意思というか意欲を持って研修も受けられたわけですから、ぜひこの方たちの正式なガイドとしての認定といたしますか、していただきたいなと思います。これはぜひ、そういう状況があれば調べて対処をお願いしたいと思います。以上です。

○円谷 総合評価結果のところでお伺いします。各項目、各委員の主観が入るところは7割程度取ってれば、ある程度お任せするに足りるんだらうということは、それは分かるんですけども、個人情報保護のところ、これって満点じゃなきゃいけないんじゃないかと思うんですけど、いかがですか。

○公園緑地課長 おっしゃるとおり満点のほうが望ましいと思います。以上です。

○円谷 多分ちょっと、結局きちんとできているか、できていないかしか評価ができないところで、万全とまでは言えないというのが、恐らくこのときの各委員さんの判断だと思うんですよ。もう徹底して万全まで引き上げてもらいたいと思います。よろしくお願いします。

○平野 吉田家住宅のかやぶき屋根の今度更新するというの、何年後ぐらいになるんでしょうか。

○文化課長 かやぶき屋根も、ちょっと今手元に資料がないんですが、今調査、補修が必要な部分を調査しまして、しかるべき時期に補修工事に入る予定はあります。以上です。

○坂巻 すみません。ちょっと指定管理料なんですけども、候補者の予定額と市の予定額というのが一致というのは、どうも私的には解せないんですよ。当然、やりたい人がいる場合にはどっかしか違って当たり前と思うんですけど、これ何かこういうの解せないんですけども、これはあれですか、先ほど言った計算方式みたいなことで、計算方式に伴う分母は、この指定管理者になろうとした法人はもうやっぱり知っていたということですか、計算分母というか。

○公園緑地課主幹 指定管理者の募集要項のほうで、指定管理料のほうは明示しております。以上です。

○坂巻 市の予定額は出して、その予定額で、このみどりの法人は出してきたと。

そうすると、何というのかな、これ1者だったから、もうそこに、誰もいなければ決まっちゃう。さっき言った競争原理は働かなくなるんだよね。それってどうも、普通だったらちょっと落とすとかするんだけど、何か解せない部分だよね、このもやもやとした部分ですね、感じます。じゃ、分かんないけど、それはあれでしょうから。

それと、施設、これ金額が1億8,200万、これ7年ですね。そうすると、年間2,700万ちょっと。これ何人ぐらいの人が働くんですか。

○公園緑地課主幹 今の指定管理者の働き方ですと、19名程度働いております。新しい指定管理者の体制のほうは決まっておりますが、同等規模の人員が日々配置されるものと思っております。以上です。

○坂巻 そうすると、安い給与というか時給で働くとか、そういう感じなんですね。専門にいる方はもう本当に数名で、あとは時間給で働く、そういう体制ですか。

○公園緑地課主幹 館長につきましては正社員の働き方で、あとの職員につきましてはパート職員といった形になるかと思えます。以上です。

○坂巻 それと、このその他というところに地元の人材、高齢者及び女性の積極的な雇用ってありますけども、具体的な仕事というのはどういうことがあるんですか。

○公園緑地課主幹 主には庭園の植栽管理、それから屋敷内の清掃、それから受付、それからカフェの運営ですとか物販、そういったものが主な業務となっております。以上です。

○坂巻 サービスの向上の中に高齢者、障害者楽しめるガイド方法の検討ということで、多言語ソフトを導入するなんて書いてありますけども、こういう中に地元でそういう日本語以外の多言語をしゃべるような人というのを入れるというような考え方はないんでしょうかね。

○公園緑地課主幹 職員のほうではやはりちょっと英語に堪能な方はいらっしゃらないんですけども、ガイドボランティアさんのほうでは、やはり英語がしゃべれる方ですか、いらっしゃいますので、そういった方々との連携をさらに深めてまいりたいと思えます。以上です。

○山田 指定管理のほうは分かりましたけれども、この重要文化財の国で、国、県とか何かの補助というのは特定にあるのかどうか、その辺の情報はどうですか。

○文化課長 重要文化財に指定されておりますので、修繕等の場合には国の国庫補助金が入る場合がございます。以上です。

○山田 中身の濃さということもあるんだろうけども、その辺はどのくらい出てくるもんなんですか。もし分かれば。

○文化課長 申し訳ございません。今ちょっと手元に細かい資料がありませんので、後でお調べして情報提供させていただければと思います。ただ、金額がやはり桁が違ってくるような場合がありますので、それは随時国のほうの補助メニューを精査しまして活用していく部分を活用していくような形で、文化課としても取り組んでまいりたいと思えます。以上です。

○山田 ありがとうございます。思いのほかあまり出てこない、苦勞されることが続くこともあるんですよね。これ事吉田邸に限らず柏市にもありますので、その辺は本当に歴史的な遺物がどんどん時代の流れでなくなってくるケースが、陳腐化も激しいし、さっき平野さんがおっしゃっていて、僕も質問しようと思ったんですけども、かやぶきをぶつ人もいないし、大変だと思うんですけども、その辺は情報が分かったら委員会のほうにも教えてください。

○文化課長 こちらのほうでも必要な情報については、随時委員の皆様提供できるよう心がけてまいります。以上です。

○岡田 今回1者、1者というか1つの団体しかなかったことについては、私は確実にできる団体がこういうふうに応募して下さったので、ただただ数が出ればいいのかということ、またそれは別なのかなと思っています。ただ、先ほども円谷委員から御指摘があったように、多分いろいろなところで、もちろん幾つか懸念というか、変えるべきもの、部分もあると思うんですね。こういったところの市の関わり方というか指導というか、そういう形というのはどういふふうに関わっていくのでしょうか。

○公園緑地課長 指定管理者とは月1回定例会を設けておりまして、その中でお互いの意見交換をしておりますので、その中で修正するべきところは修正していきたいと考えております。以上です。

○岡田 ぜひよろしく願いいたします。以上です。

○委員長 それでは、よろしいですか。

それでは、これより採決をいたします。

○委員長 議案第7号、指定管理者の指定について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第7号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長 以上で議案の審査を終了し、次に請願を議題といたしますが、請願審査に関係しない執行部の方は退席されて結構です。御苦勞様でした。

ここで5分間の休憩を取ります。

午後 3時20分休憩

○

午後 3時25分開議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員長 次に、請願の審査に入ります。

請願第1区分、請願48号、柏市中小企業支援給付金創設についてを議題といたします。

本件について質疑があれば、これを許します。

○松本 新型コロナの影響で市内企業も大変な状況だと思いますが、実際のところはどのような状況なのでしょう。

○理事兼商工振興課長 柏商工会議所が毎月発行しておりますD I 値業況調査に基づきますと、令和3年6月から9月にかけては全産業の値といたしましておおよそマイナス30ポイント前後となっておりますが、10月、11月につきましては18.0ポイント、11月につきましては19.5ポイント、12月から2月の先行き見通しにつきましてはマイナス15.8ポイントと、マイナスは続いておりますが、若干数値としては改善しているところでございます。以上です。

○松本 国のほうで全国的な発表しているものより値が低い状況なのは、それはどのように分析されていますか。

○理事兼商工振興課長 全国の産業別業況D I 値の値と比べまして、業種別で見ると若干落ちている部分の業種、例えば建設業ですとか、そういった部分においては市の値のほうが低くなっております。一方で、サービス業等、一部につきましては市の値のほう全体全体の値よりも高くなっているものもあるというところでございます。以上です。

○松本 そういった違いはどのように起きているのかというのは、どのように分析されていますか。

○理事兼商工振興課長 サービスの業種にもよりますが、例えば建設業におきましては、全国の着工件数につきましては回復傾向にあるというような数字が出ております。一方で、柏市内の着工件数につきましては、前年度と比べると若干木造については落ちていると。一方で、非木造については令和2年度の水準よりも高いものとなっているということになっておりますので、こうした部分のタイムラグというものがあるのではないかとこのように分析しております。以上です。

○松本 この新型コロナで落ち込んだ経済を立て直すために、各自治体で独自の取組がなされております。柏市においてはどのように進めますか。

○理事兼商工振興課長 令和3年度、今年度におきます事業者の売上げ減少につきましては、市独自の融資制度を活用しました資金調達の支援、それから現在は受付期間中ですが、新たなビジネスに挑戦する事業者を応援するチャレンジ支援補助金というものを実施しております。また、今後につきましては、地域経済の活性化という観点から、市内事業者の売上げ回復と市民の生活応援、この両立を図るための消費喚起、こちらについて準備検討してまいりたいと考えております。以上です。

○松本 今、国では10万円を配るのにクーポンにするとかしないとかいう話もありまして、いろいろと苦労されていると思います。柏市においても試行錯誤しながらこのコロナの支援というのをやっているわけですけれども、やはり国より柔軟にできるはずですので、こういったものが効果があるのか、または思ったよりも効果がなかったとか、そういったことを見極めて今後進めていただきたいと思います。や

っぱりこういったことを後押ししていくためにも、この請願は議会で可決していただくのが望ましいかと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。以上です。

○平野 この請願の文章の中にもありますように、請願主旨の理由の中にありますように、野田市、我孫子市、白井市などを含めた県内16の自治体で支援金創設が広がっていますというふうにあります。野田の場合は、前々年度、または前年度比30%ですかね、30%でない、野田の場合は売上げが下がっていると、下がっているというだけ条件に10万円の給付をやっているんですね。我孫子市の場合は県の、ここにも書いてある千葉県中小企業等事業継続支援金、あるいは国の制度、これを受けられた事業者に対して市独自に上乘せで10万円を給付するという内容で、我孫子市に聞いてみましたら450件を想定して予算を組んでいるということでした。これも県の決定通知書を添えれば、もうすぐに手続は終わるということで簡単な制度として喜ばれているようです。それで、県の制度知らなかった方がいたので、まず県の制度を申請して県から決定もらって、それをつけて市に出せば、さらに上乘せできるということで二重に喜んでいる方がおられるということでした。そういう点では柏市の、今も飲食店向けのポイント還元なんかもやっていますけれども、やはり市内の事業者、中小事業者の営業、経営を継続するという点では、幅広く対象にした、こういう支援金が野田や我孫子などのように必要だと思うんですね。ですから、ぜひそれを実現していただきたいという内容の請願ですから、ぜひ賛成していただいて採択していただきたいというふうに思います。

先ほど紹介しましたが、甲府市の例を紹介しました。先ほど交通政策課のコロナ対策に対する補助金というのもありましたけど、これは市内のバス、タクシー、運転代行など、交通事業者に来年3月まで4か月分、12月から3月までの4か月分の燃料代を支給するという事業なんですね。これ別の新聞記事で共産党の国会議員で総務省にヒアリングをしたところ、国の原油価格高騰対策のための特別交付税措置についてということで、この交付税が、自治体が原油価格高騰の影響を受けた人や事業者へ助成した場合、必要額の2分の1を国が補助するということを言っているんですね。だから、この甲府市の例もそういうことを利用しているのかなとも思うんですけど、国の制度も大いに利用して、そういう請願者が求めているように、市内事業者が、交通事業者も含めて積極的にこういう支援の対策を取っていただきたいというふうに思うんです。ぜひ賛成してください。以上です。

○林 市内の中小企業をしっかりと支援していくということは、もちろん必要なことだと思います。その上でちょっとお尋ねしたいんですけども、県の中小企業の支援給付金が現在進められていらっしゃる。こちらの状況と、あるいは今後また事業復活支援金等計画されておられるというふうにも聞いているんですけども、こういったことに対する市内事業者がある程度支給、救済されていくように思うんですが、そういった状況についてどのようにお考えでしょうか。

○理事兼商工振興課長 ただいま御指摘のありました国や県の給付金事業につきましては、現在国におきましては月次支援金ということで、中小企業、法人につきま

しては月20万円、個人事業主につきましては上限月10万円ということで、最大それぞれ140万円、70万円の支給が行われる給付金が行われております。また、県におきましては中小企業等事業継続支援金ということで、売上げが30%以上減少した月がある場合、中小企業30万円、個人事業主15万円を支給ということになっております。また、林委員御指摘のありましたとおり、現在国会におきまして国が事業復活支援金ということで、法人、最大250万円、個人事業主、最大50万円の支援を行う支援金が検討されております。これらを合計いたしますと、法人の場合、最大で420万円、個人事業主の場合、最大で135万円の支援が受けられるというような状況になっております。以上でございます。

○林 そういたしますと、経済部のお考えではこういった支援でかなり救済をしていかれるというふうに考えておられますでしょうか。

○理事兼商工振興課長 御指摘のとおりでございます。また、先ほど他市の支援金の情報というものも御紹介いただいたところでございますが、私どもといたしましては、市独自の資金調達、あるいは事業者の事業継続支援として市独自の融資制度を設けておまして、こちらの保証料の全額補助、あるいは利子の全額補給というものは既に実施しているところでございます。例えば2,000万円の融資が実行された場合には、5年間で176万円の支援、また500万円の融資ということになった場合でも5年間で44万円ということで、非常に手厚い支援を実施させていただいているところでございます。以上です。

○林 以上で質問を終わります。

○円谷 ここまでの質疑を踏まえて確認をしたいんですけれども、柏市としては今後経済対策というところは、消費喚起に力を入れていく方針だということですか。

○理事兼商工振興課長 本会議のほうでも市長からも答弁申し上げましたとおり、新型コロナウイルスの感染状況、あるいは医療機関の逼迫状況を見極めながら、市内の事業者の売上げ回復と市民の生活応援、この両方を両立させる消費喚起というものを中心に考えてまいりたいと考えております。また、事業者独自の支援につきましても、今後も市内事業者の経営状況を勘案しながら適宜実行してまいりたいと考えております。以上です。

○委員長 ほかにございますか。――なければ質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

○委員長 請願48号について採決いたします。

本件を採択とするに賛成の方の挙手を求めます。

挙手少数であります。

よって、本件は不採択すべきものと決しました。

○委員長 以上で請願の審査を終了いたします。

執行部の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでした。

○委員長 次に、閉会中の所管に関する事務調査の件を議題といたします。
調査項目を事務局に朗読いたさせます。

〔事務局朗読〕

○委員長 お諮りいたします。
ただいま朗読の項目を閉会中の事務調査項目と決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○委員長 次に、閉会中における委員会の所管事務調査の実施についてを議題といたします。

お諮りいたします。定例会と定例会の間に執行部から事務の執行状況の説明を受けるための委員会の日程、調査事項等につきましては、正副委員長に一任願いたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。詳細は、後日御連絡いたします。

○委員長 次に、閉会中の委員派遣の件を議題といたします。

閉会中の審査及び調査案件の調査のため委員派遣を行う必要が生じた場合、議長に対し委員派遣承認要求を行うこととし、派遣委員、日時、場所、目的及び経費等の手続につきましては、正副委員長に御一任願いたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○委員長 以上で本日の建設経済委員会を閉会いたします。

午後 3時40分閉会